

議 事 要 旨

- 件 名 令和7年度第1回月形町行政区代表者会議
- 日 時 令和7年4月11日（金） 午後3時59分～4時38分
- 場 所 月形町役場 大会議室
- 出席者 委員：13行政区（13名）
町：上坂町長、藤原副町長、ほか18名

=====

※ 内容は一部要約しています。

1 開 会

【進行：企画振興課長】

2 町長挨拶

【挨拶：上坂町長】

行政区長の皆様には日頃からお世話になっております。お集まりいただきありがとうございます。ごぞいます。

- ・ ほとんどの行政区長が変わり、本日初めての会議となった。
- ・ 行政区の活動は色々課題はありますが、これからよろしく願いいたします。

3 議 事

【進行：藤原副町長】

(1) 行政報告について

【説明：藤原副町長】

資料1～5頁のとおり

【質疑など】なし

(2) 令和7年第1回月形町議会定例会議案について

【説明：藤原副町長】

資料6・7頁のとおり

- ・ 一般質問は3名の議員から3件の一般質問
- ・ 各会計補正予算 給付金に対する補正予増額・ふるさと納税寄付金の増額
- ・ 物価高騰対策地域振興商品券事業の増額
- ・ 令和7年度から令和16年度までのまちづくりの指針となる月形町第5次総合振興

計画が策定された。計画の詳細は町ホームページをご覧ください。また、概要版は5月号の広報に折込む。

- ・定住自立圏の形成に関する協定の締結については、月形町と岩見沢市で互いに役割を分担し連携を図りながら、必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成するため、協定を締結しました。

【質疑など】なし

(3) 令和7年度町政執行方針・教育行政執行方針について

【説明：上坂町長】

参考資料のとおり

【説明：兼平教育長】

参考資料のとおり

【質疑など】なし

(4) 令和7年度主要事業等の概要について

【説明：藤原副町長】

資料8・11頁のとおり

令和7年度の当初予算

一般会計は、総額が48億8,400万円 前年比5億6,000万減額。減額の理由については、保養センター改修工事が主な要因となっている。

- ・月形町ふるさと特産品開発補助金
- ・公共交通通学交通費助成事業交付金【新規事業】
- ・高齢者世帯等除雪費助成事業補助金【新規事業】
- ・親元就農支援事業交付金【新規事業】
- ・企業化等育成支援業務【新規事業】
- ・源泉棟建替工事【新規事業】
- ・格技場床研磨塗装業務【新規事業】

【質疑など】なし

(5) 町からの連絡事項について

ア 今後の行事予定（4月～6月）について

資料13頁のとおり

【説明：企画振興課長】

資料のとおり

イ 地域担当職員について

資料15頁のとおり

【説明：企画振興課長】

- ・令和6年12月に開催した行政区代表者会議で、役場としては平成17年に地域担当職員制度を開始してから20年が経過し、行政区の改善も含めて一定程度の目的の改善が達成できたと説明し、了承を得た。このことを踏まえ、令和7年度からは班長や副班長等の人員を縮小し、支障が起きなければ、令和8年度からは地域担当職員制度は廃止する予定。

【質疑など】なし

ウ 岩見沢月形線の運行について

【説明：企画振興課長】

資料17頁のとおり

中央バスの代替交通として、4月1日よりアオヤナギ観光バスによる運行を開始している。路線図に関しては以前と同じだが、バス停留所を旧北村地区などの一部を間引きしているため、始発の月形駅前から終着の岩見沢バスターミナルまでの乗車時間は約40分と以前より3分の短縮となっている。バスの種類は54人乗りの中型バスと28人乗りのマイクロバスの2種類で、乗車人員実績に合わせての運行としており、便数は以前より平日は1往復多い平日6往復、土日祝日3往復となっている。月形町のバス路線を維持するためにも町民の皆様でバスを利用し育てて守っていくことが必要であるためよろしくお願いたします。

【質疑など】なし

エ 要援護者名簿の配布について

【説明：保健福祉課長】

別紙のとおり（資料は当日配布）

要援護者名簿とは、70歳以上の単独者世帯、75歳以上の夫婦世帯、障がい者の世帯が入った名簿です。令和7年4月1日現在、70歳以上の高齢者は986名でそのうち要援護者数は411人。施設に入所されている方、町外に住んでいる方、長期にわたり入院していて退院の見込みがなさそうな方は除いている。70歳以上を対象に名簿を作成しているため、元気な方やそうでない方も載っているため、行政区の皆様で安否確

認の必要性を判断していただいて、補助金等を決めていただけたらと思います。また、名簿に関しては、町内会長との情報共有も必要だと思いますので、共有していただけたらと思う。個人情報の取り扱いが厳しくなっているため、外部に流出の無いようにしていただきたい。修正などがありましたら、高齢者支援係まで問合せをお願いいたします。

【質疑など】

(6) その他

ア 公共交通通学交通費助成事業について

【説明：企画振興課長】

資料18～19頁

本年度からの新しい助成事業です。本事業は、町内区域を運行する公共交通の維持確保、月形高校などへ通学する生徒の保護者に対して、通学定期券の購入費の3分の2を助成する。上限は月額1万円とし、最大年間12万円の助成を実施する。注意事項として、通学定期券のみが対象となるため、現金や回数券は対象外となります。また、町内を運行する町内停留所で乗り降りをする通学定期券は本事業の対象となります。

イ 高齢者世帯等除雪費助成事業について

【説明：保健福祉課長】

資料20～21頁

従来は月形町から社会福祉協議会に委託をし、福祉除雪サービスを実施していたが、決まったところしか除雪ができなかったり、手間がかかり大変使いづらい部分がありましたので本事業に変更した。本事業は、事業者等に委託し、支払いする金額の一部を補助する事業となっている。世帯の全員が70歳以上の世帯、月形町ふれあい見守り推進事業の対象となっている世帯、障がい者が単身で住んでいる世帯が対象となっている。助成額については、事業者を支払った2分の1を助成する。ただし、1シーズン2万円を上限とする。利用方法は、9月～11月頃までに利用登録していただく予定。利用登録は、近所の方や離れて住んでいる家族なども登録の対象と考えているが、同じ住宅に住んでいる方については対象外とする。

【質問など】

【赤川行政区長】

高校に対しての給食の対応についてはどうなっているのか。

【説明：兼平教育長】

小・中学校では給食車の搬入口があるが、高校にはその設備がない。さらに、月形高校は道立高校のため町で決めることができない。搬入口の作製や給食費の徴収業務などの条件がクリアできれば可能になる。

【補足：藤原副町長】

新規事業のため、まだまだ不備の多いが役場で随時調整し、皆さんに丁寧に説明して行きたいと思う。

(16 : 38)